

# 地域社会における軍事化と抵抗

— 陸上自衛隊日出生台演習場を事例として —

中島 弘二

金沢大学人間科学系教授

## 1章 はじめに

大分県の玖珠町・九重町・由布市（旧湯布院町）の3市町にまたがる広大な原野、日出生台（ひじゅうだい）は、20世紀以降、軍事演習場と農地という2つの異なる土地利用が展開されてきた場所である。20世紀初頭に旧陸軍演習場が設置され、敗戦後は連合国軍・米軍により接収されると同時に、その軍事演習場として利用され、1957年の接収解除後は陸上自衛隊の演習場として利用されてきた。さらに、1999年以降は在沖縄の米海兵隊による実弾演習が日出生台演習場に移転され、2022年までに15回の実弾演習が米海兵隊によっておこなわれたほか、陸上自衛隊と米海兵隊による日米合同軍事演習（以下、日米共同訓練）も過去6回おこなわれた。東西16km、南北5km、面積約4,900haにおよぶ西日本最大の軍事演習場である日出生台では、特に長射程の155mm榴弾砲を用いた実弾砲撃訓練がおこなわれてきたが、近年では米軍による小火器（拳銃、機関銃など）や白リン弾、高機動ロケット砲システム（HIMARS）、無人攻撃機、そしてMV-22オスプレイを用いた訓練も行われるようになってきている。

一方で、日出生台の原野は近代以前から入会放牧・採草地として地元の農民に利用されてきた生活の場でもある。20世紀初頭に旧陸軍が演習場を設置するまでそこには集落や農地が立地し、地域住民の日常生活が営まれていた。その後、演習場の設置

に伴い集落は演習場外へ移転させられ、農地も放棄せざるをえなくなったが、現在でも玖珠町日出生南部地区を中心とする地元農家によって放牧・採草利用がおこなわれている。また、演習場の東端の一部は由布市湯布院町と重なり、実弾演習の際の砲撃音は由布院温泉にも鳴り響く。このように軍事演習場や軍隊と地域社会が隣り合って並存している日出生台において、人々は時に激しく軍事暴力に抵抗し、時に雇用の場やお金を落としてくれる顧客として軍を受け入れ、そしてまた多額の政府補助金をもたらず契機として、軍との間に多様な諸関係を取り結んできた。それは、言い換えれば様々な形で地域社会が直面する「軍事化」と抵抗の経験と言えるだろう。

このような「軍事化」と抵抗の関係に関して、国家や軍隊によって人々に一方的に押し付けられる暴力的・抑圧的な諸関係と、それに対抗する政党や労働組合、平和運動団体による政治的・イデオロギー的な闘争との対立といった二項対立的な視点や、あるいは地域社会が基地や演習場を受け入れる見返りに各種の補助金や優遇策を獲得するといういわゆる「アメとムチ」の関係といった政治経済的視点のみからアプローチすることは、必ずしも地域社会における「軍事化」の実態に関する適切な理解にはつながらないと考えられる。

ここでは、地域社会における「軍事化」の問題を考えるうえで、軍事とは文脈が異なるが、災害被災地の復興をめぐる近年の研究を参考にしてみたい。人類学の高村・猪瀬（2018）は、東日本大震災の

被災地の復興を考えるうえで、文字通り被災後の復興だけを見るのではなく、震災以前からの開発をめぐる政治力学とそこでの地域住民の関わり方を見ていく必要があると指摘する。ある面では開発主義に抗しながら、ある面では積極的に加担するような多面的な行為を通して、人々は開発のなかに、自らの地域を発展させる何かを期待しようとしたり、あるいは自らの要求をもぐりこませようと努力してきたのであり、そうした状況を理解するためには、「地域のなかでの生活という視点を徹底させる必要がある」と高村・猪瀬（2018, p.26）は指摘する。同様の視点は歴史学からも提起されており、被災地の復興を考えるうえで「人間と自然」「労働と生活」「国家と社会」の3つの側面から構成される被災地における人々の「生存」の歴史を固定的にではなく動態的にとらえ直すことの必要性を大門（2019）は指摘している。そこでは、被災地における復興を地域社会の「生活」や「生存」という地理的・歴史的な文脈の中でとらえることの重要性が強調されている。

このような被災地の復興に関する近年の研究を踏まえると、地域社会における「軍事化」の進展についても、地域社会の「生活」や「生存」の文脈において人々があるときには抵抗や敵対し、あるときには妥協や受容を余儀なくされる可変的・動的なプロセスとしてとらえることが必要だろう。そこでの軍事化は、暴力と合意、損失と利益が相反しながらも表裏一体のものとして結びつけられながら、徐々に軍事が地域社会全体を包摂していくプロセスとしてとらえられるのである。

以上のような問題意識に基づき、本稿では陸上自衛隊演習場が立地する大分県日出生台における軍事化の実態と人々の抵抗運動の検討を通じて、日常生活に対する軍事暴力の行使と被害補償の制度化を通じて進められた軍事化の過程を明らかにするとともに、そうした軍事化に対する地域住民の抵抗と妥協、受容の様態を明らかにすることを目的とする。

## 2章 日出生台演習場の概要

日出生台の原野で陸軍による軍事演習がおこなわれるようになったのは1900（明治33）年とされており（表1）、小倉に本部を置く第12師団野砲隊が演習をおこなったのが最初とされている（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962）。その後、1901年から1909年にかけて演習場の用地買収がおこなわれ、帝国陸軍演習場が設置されることとなった。その後の日出生台演習場における軍事化と抵抗の歴史は、1）日出生台演習場の設置と軍民「共存」期（1900-1945年）、2）連合軍による占領と接収解除要求運動（1946-1957年）、3）陸上自衛隊演習場をめぐる被害補償制度の整備と地元住民の抵抗運動（1957-1987年）、4）日米共同訓練および米海兵隊実弾演習と地元住民の演習反対運動（1987年-現在）の4つの時期に大まかに区分できる。1）の帝国陸軍演習場時代には、用地買収をめぐる陸軍と地元住民との交渉はあったものの、管見の限りでは地元住民による演習反対運動は確認されていない。そこで、本稿では、これら4つの時期のうち、連合軍・米軍の接収により演習場内の土地利用が困難となり、接収解除を求めて地元住民が立ち上がった2）の時期から、演習場が陸上自衛隊に移管され、被害補償制度が整備される一方で、一部の地元住民により激しい抵抗運動が展開された3）の時期、そして1987年の第1回日米共同訓練により再び米軍による演習がおこなわれるようになり、地元住民が反対運動に立ち上がった4）の時期の始まりまでを対象として、軍事化とそれに対する地元住民の対応の具体的な様態を明らかにすることとする。なお、沖縄の米海兵隊による実弾演習が日出生台演習場に移転されるようになった1999年以降の日出生台における軍事化の進行とそれに対抗する草の根市民運動の展開については、紙幅の関係上、本稿では割愛することとする。

20世紀の初頭、帝国陸軍が日出生台の原野で演習を開始した頃、当地には12の集落が点在し、その戸数は全体で100戸ほどであったが、用地買収に伴いこれらの集落はすべて用地外、もしくは用地

表 1 日出生台演習場の変遷史

| 年         | 期 日       | 内 容   |
|-----------|-----------|---|
| 1900      |           | 陸軍第 12 師団による演習開始。   |
| 1901-1909 |           | 旧陸軍省による演習場用地の買収（総計 4,955ha）。  |
| 1908      |           | 日出生台演習場主管の設置。   |
| 1940      |           | 玖珠町小岩扇地区を演習場用地として追加買収（172ha）。   |
| 1946      | 6 月       | 米軍・国際連合軍による演習場の接収、湯布院町若杉地区を追加買収（40.6ha）。  |
| 1953      | 11 月      | 陸上自衛隊による演習場使用の開始。   |
| 1956      | 12 月 21 日 | 「日出生台演習場使用に関する覚書」。  |
| 1957      | 10 月      | 米軍・国際連合軍による演習場接収の解除。  |
| 1959      | 11 月      | 演習場用地の一部（329.68ha）を開拓用地として払い下げ。   |
| 1962      | 3 月       | 湯布院町有地（8.28ha）を飛行場用地として買収。  |
| 同上        | 3 月 27 日  | 「日出生台演習場の使用等に関する協定書」締結（発効は 9 月 17 日より）。   |
| 同上        | 9 月       | 日米合同委員会が日出生台演習場の米軍再使用を決定。   |
| 1963      | 4 月 22 日  | 「日出生台演習場の米軍使用に伴う覚書」。  |
| 1987      | 11 月      | 第 1 回日米共同訓練（第 2 回：1991 年、第 3 回：1996 年、第 4 回：2002 年、第 5 回：2012 年、第 6 回：2018 年）。  |
| (1995)    |           | (沖縄で米兵による少女暴行事件発生、米軍基地反対運動が激化)。   |
| (1996)    | (8 月)     | (日米合同委員会が沖縄の米軍実弾演習を本土 5 ヶ所の自衛隊演習場へ分散移転することで合意)。   |
| (同上)      | (12 月)    | (沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) の最終報告により、本土 5 ヶ所の演習場への米軍実弾演習の移転が決定)。  |
| 1997      | 10 月 23 日 | 「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」。   |
| (同上)      |           | (北富士、矢白別、王城寺原の各演習場で米軍演習を実施)。  |
| (1998)    |           | (北富士、東富士、王城寺原、矢白別の各演習場で米軍演習を実施)。  |
| 1999      | 2 月       | 第 1 回米軍実弾演習（第 2 回：2000 年、第 3 回：2001 年、第 4 回：2002 年、第 5 回：2004 年、第 6 回：2006 年、第 7 回：2010 年、第 8 回：2011 年、第 9 回：2012 年、第 10 回：2015 年、第 11 回：2016 年、第 12 回：2017 年、第 13 回：2018 年、第 14 回：2020 年、第 15 回：2022 年）。 |
| 2007      | 11 月 1 日  | 「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」改定（小火器実弾射撃訓練の追加）、および同協定第 8 条第 2 項の規定に基づく確認書（小火器訓練の実施条件）。  |
| 2012      | 10 月 30 日 | 「日出生台演習場の使用等に関する協定についての覚書」（実弾射撃訓練の時間を夏は午後 9 時、冬は午後 8 時までとする）。   |
| 2017      | 10 月 30 日 | 「日出生台演習場の使用等に関する協定についての覚書」を確認書に格上げ。   |

出典：日出生台演習場関係補償工事期成会（1962）、「ローカル NET 大分・日出生台」ホームページ、大分合同新聞より筆者作成。

の片隅への立ち退きを命じられた。その結果、何回かの移転を経て、現在の小野原、長谷、堤、車谷、中須という 5 つの集落（図 1）が形成されることとなった（中島 1992）。一方、演習場内には関係農民の農地と各集落の放牧・採草地、ならびに山林が残されており、それらの移転はおこなわれなかった。当時、陸軍と関係集落の間の取り決めにより、演習場内の農地と放牧・採草地の利用、牧野維持のための野焼き等は軍事演習に支障がない限りで従来通り認められることとなった（ただし利用料を支払う必要があった）。その結果、移転した農民による演習場内の土地利用は基本的には従来そのまま引き継がれることとなった。帝国陸軍演習場をめぐる陸軍と地元住民との関係は、演習場初代主管の横田<sup>みのる</sup>穰

（1865-1950 年）による献身的な植林事業や横田夫妻による地元住民との親密な交流のおかげもあって、現在でも地域住民は「旧軍と地域社会との関係は良好であった」、「共存共栄の関係だった」と語る人が多い。

### 3 章 連合軍・米軍による占領と接収解除要求運動（1946-1957 年）

敗戦の翌年、1946 年 6 月に日出生台旧陸軍演習場は連合軍（アメリカ占領軍：以下、米占領軍と記す）によって接収され、同軍の演習場として利用されることとなった。この時期、日出生台演習場は



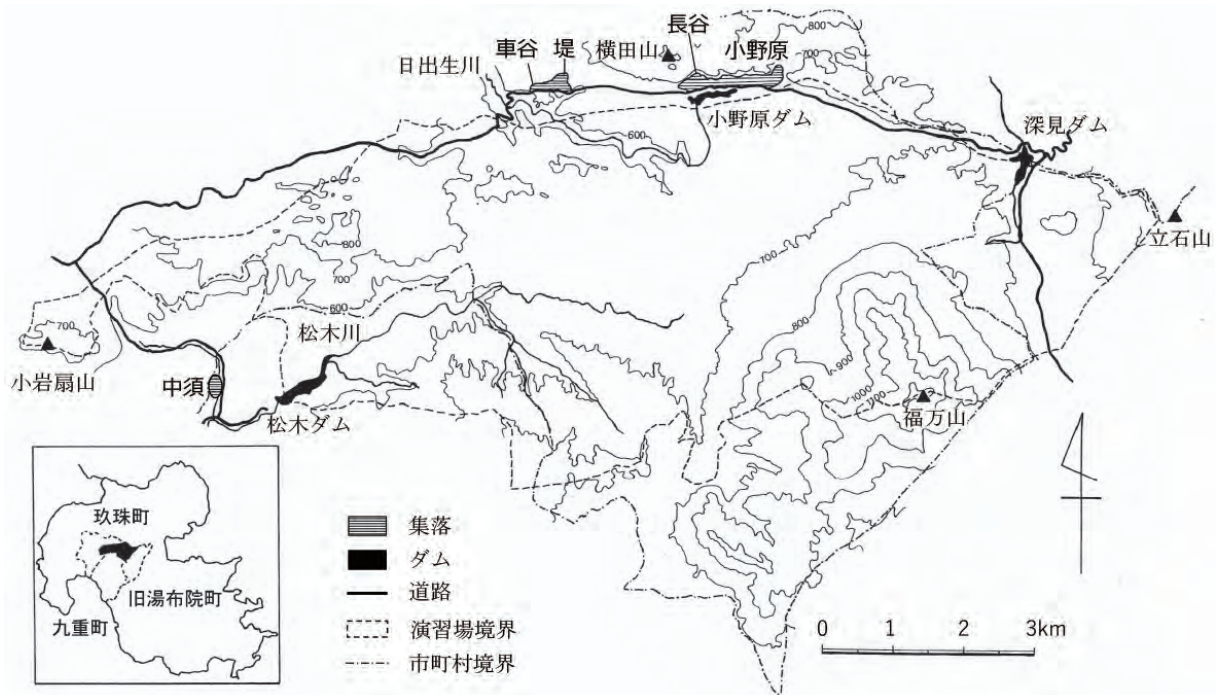


図1 日出生台概念図

出典：中島（1992，p.218）およびNakashima（2014，p.567）を元にして筆者作成。

大分県のみならず西日本における軍事演習の中心的な場所となり、山口や福岡、熊本など西日本一円の米占領軍各部隊が日出生台演習場にやってきて、8インチカノン砲や10インチ対戦車砲、機関銃、迫撃砲、バズーカ砲などの激しい実弾演習がおこなった。さらに、実弾射撃に加えて重軽車両や戦車等による縦横無尽の走行による激しい軍事演習が展開された結果、草地や灌木の植生は随所で裸地化され、また長射程の榴弾砲や戦車砲による砲撃で着弾地付近の地形は一変することとなった（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962，pp.6-7）。

そうした中で、地域住民による演習場内の農地および放牧採草地の利用は全面的に禁止された。演習に差し支えない範囲でほぼ従来通りの利用慣行が認められていた旧陸軍時代とは異なり、米占領軍の管理のもとでは一切の利用慣行が認められなくなってしまった。それに対して地域住民は旧玖珠町の合併前の旧町名町長および大分県知事を通して米占領軍側に演習場内での農地利用を認めるよう何度も陳情したが、認められず、かえって米占領軍から危険地区を指定され、立入禁止とされてしまうなど、演習場の農業利用が全くできない状況に陥ってしまった。そこで、地域住民は各集落の代表者か

らなる「日出生台対策委員会」を結成し、1947年5月に森町教会牧師と大分市のカトリック教会を通じて大分軍政本部副官に直接、陳情書を提出したところ、小野原地区周辺の演習場内の一部地域について農地の利用が許可された。しかし、これらの農地は榴弾砲の砲撃訓練の弾道下に位置したため、激しい実弾演習のもとでの農地利用はつねに危険と隣り合わせであった（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962，p.57）。演習場に隣接する小野原地区の農家は当時の状況を次のように語っている。「稲刈りの時でした。パーンと竹を割ったような音がした。田んぼから十メートルくらいの山で、砲弾が爆発した。…（略）私とじいさん、ばあさんと、あわてて田んぼの堤の下に隠れました」<sup>1)</sup>。当時、演習場内にはまだ多くの農地が残されており、小野原地区をはじめとする地元の農民はそうした演習場内農地で耕作をおこなっていた。しかし実弾演習がおこなわれる中での農作業はあまりに危険なため、砲撃の間隙を縫って田植えをおこなったり、演習が終わった夕方から夜通しかけて月明かりのもとで稲刈りをおこなうなど、その生活は困難を極めたという<sup>2)</sup>。

こうした状況のもとで、結局、住民は演習場内の農地を放棄せざるを得なかった。その割合は接収前

に利用していた演習場内の農地全体の約44% (53.1ha) にもおよび (日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, p.57)、地元農家の生活は困窮を極めることとなった。こうした状況を受けて、その後、新たに「日出生台開拓準備委員会」が結成され、演習場接収地の解除を求める運動が展開された。これは、演習場内農地の住民への返還が困難であることから、米占領軍接収地のうち集落に隣接する一部の土地の接収を解除してもらい、その後同地を国営の「開拓地」として払下げ、地元住民が入植するという苦肉の策である。「日出生台開拓準備委員会」は大分県知事や、大分県出身の国会議員を通じて日本政府に繰り返し陳情活動をおこなった。その結果、演習場用地のうち集落が立地していた北側の一部用地 (329.68ha) の接収を解除してもらうことに成功し、さらに大蔵省所管地となったこの土地を農林水産省所管地に変更したうえで1959年11月に開拓地として地域住民に払い下げられることとなった (日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, p.7)。1958年5月に、「日出生台開拓準備委員会」から政府に提出された請願書には、次のように記されている (以下、紙幅の関係上、一部のみを引用する)。

「五十年前までは私共の祖先の土地でありました約五千町歩の土地は、明治四十二年演習場として陸軍に強制買収されました。(中略) 終戦後陸軍省の解体に伴い演習場は大蔵省所管となり条件は緩和されるものと思いましたが、間もなく占領軍の駐留により再び駐留軍演習場として接収されました。(中略) かかる状態を繰り返しては到底我々は生きて行けない、もっと安定したものにしなければという事で運動を始めまして (中略)。政府におきましてもこれらの事情を酌量の上、経費的に充分御措置を考えていただきたく其の方面の御尽力を御願ひしたいのであります。」(「日出生台の歴史、小野原分校のあゆみ」編集委員会 1990, pp.44-45)

このように、演習場内の農地を取り戻そうとする

住民の運動は、その実現が困難であることから、国が用意した「開拓地」の獲得運動へと次第に転換していった。

一方、米占領軍の駐留は日出生台の地域社会に大きな治安上の問題をもたらした。例えば夜中に数人の米兵が突然民家に土足で上がり込んで来た<sup>3)</sup>、鶏小屋に侵入して「アリガトウ、アリガトウ」と言って鶏を盗んでいった<sup>4)</sup>、自宅前で米兵がいきなり拳銃を撃った<sup>5)</sup>、せっかく刈り取った干し草が焼かれたり野営用の敷き草に使われた (日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, p.58) など、そういう類いの話は枚挙にいとまがない。しかしこうした犯罪被害は記録に残ることも少なく、当時の正確な状況を知ることは容易ではないが、この占領期に日出生台演習場周辺の治安が悪化したことは確かであり、実際、米占領軍・米兵関連の様々な事件が起こっている (中島 2011)。例えば、数多くの米兵が日出生台演習場の若杉キャンプに入営した朝鮮戦争当時は、米兵をねらって闇ドル買いの業者や売春婦が多数、由布院や日出生台に出没したことはよく知られている<sup>6)</sup>。そうした中で性暴力の被害を受ける女性や強盗事件、殺人事件などもおき、占領期に由布院や日出生台周辺の治安は非常に悪化した。そして、このことは後の日米共同訓練や米海兵隊実弾演習移転の際に、多くの人々が訓練反対・移転反対を唱える根拠とされたのである。

## 4章 陸上自衛隊演習場をめぐる被害補償と抵抗運動 (1957-1987年)

### 1節 日出生台演習場関係補償工事期成会による運動

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し、連合国軍による日本占領が終結したにもかかわらず、同時に発効した日米安全保障条約に基づく行政協定実施のために、日出生台演習場は引き続き米軍の統括下に置かれた。米軍による日出生台演習場の接収が全面的に解除されたのは1957年10月であった。この頃、日出生台演習場ではすでに保安隊 (1954年より自衛隊に改編) による実弾



演習もおこなわれるようになっており、米軍の接収解除後も激しい実弾演習による草地の裸地化や土壌侵食、河川の汚染、事故、騒音などの被害は依然続いた。

1952年の講和条約において日本の主権が認められると同時に、米軍を日本国内に駐留させること等を定めた「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（以下、旧日米安保条約）も公布された。この旧日米安保条約に基づいて定められた行政協定事項において、米軍に必要な施設や区域の使用が認められるとともに、それにとまなう被害や損害に対する補償が定められた（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, pp.67-70）。さらに、1953年には在日米軍の行為を対象として農林漁業等の損失補償について規定した「日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（以下、特損法）が施行された。そうした中で1957年に最初の補償事業が日出生台で実施された。米占領軍および米軍の接収下では演習場内を源流とする日出生川の流域が着弾地となったために、その一帯の植生が破壊され裸地化し、多くの土砂が日出生川に流入した。その結果、この日出生川水系（玖珠町）にある農業用水路にも多くの土砂が流れ込み、水路が使えなくなり大きな被害を受けたため、小野原地区で水路の改修工事（落合井路工）が補償工事としておこなわれた。この補償工事が、日出生台におけるその後の一連の補償事業獲得のきっかけとなったとされている（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, pp.28-29）。

この、小野原地区における補償事業以降、各町ではそれぞれの被害者が期成会や水路組合、開拓組合等を結成し、補償要求をおこなったが、それぞれがバラバラに補償要求をおこなってはいちも弱く、国に却下されるおそれがあるとの判断から、大分県の支援のもと、玖珠町、九重町、湯布院町がまとまって国に補償を要求するため、1959年4月に「日出生台演習場関係補償工事期成会」（以下、期成会）が結成された（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, p.60）。さらに翌1960年には隣接する院内町と安心院町も加わり、期成会は演習場関連の

5町による組織となった。期成会会長は湯布院町長の岩尾<sup>ひでかず</sup>穎一とし、そのほか4町の各町長が副会長（2名）と監査委員（2名）を務めるとともに、各町役場から職員を派遣して湯布院町役場内に期成会事務局を開設し、さらに大分県日出生台補償工事事務局も全面的な支援をおこなうなど、まさに関係自治体が一丸となって、自治体主導のもとで補償事業を獲得する体制が作られた。期成会には「総代」と呼ばれる地域住民の代表者が形式上は含まれていたが、各町より3名ずつを抽選により選出するというもので、事業対象地区から徴収する負担金の徴収や予算・決算の承認が主な仕事であり（日出生台演習場関係補償工事期成会 1962, pp.63-64）、実質的な権限は小さなものであった。自治体主導のもとで地元選出の国会議員を通じて政府に対する活発な陳情活動が展開される中で、運動の主導権は完全に地元住民から自治体へと移っていった。

当初、補償事業の対象は旧日米安保条約の行政協定事項や特損法にのっとって米軍の演習に伴う被害に限られていたが、前述のように1953年からは保安隊（1954年より自衛隊）による演習も始まり、演習による被害が米軍によるものなのか自衛隊によるものなのか区別することは事実上不可能であった。前述のように、日出生台演習場でも1957年には米軍接収の全面的解除が実現したが、日出生台演習場では引き続き陸上自衛隊による実弾演習がおこなわれることとなった。こうした状況下で、1966年には「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（以下、周辺整備法）が施行され、自衛隊の演習による被害も補償の対象に含めることとなった<sup>7)</sup>。

表2は期成会が組織される前年の1958年度から周辺整備法による事業が展開された1972年度までの日出生台演習場周辺5町の主な防衛施設周辺整備事業一覧を示したものだが、河川改修やダム改修、井路改修などの障害防止事業が大半であったことがわかる。しかし、これらの障害防止事業に加えて農地整備事業や道路整備、ゴミ処理施設、児童体育施設、上水道施設の整備などの民生安定事業も実施されており、軍事演習にとまなう被害の補償というだけでなく、農地や道路、上水道などの生活インフラ

表2 日出生台演習場周辺5町の主な防衛施設周辺整備事業一覧（1958～1972年）

| 事業内容    | 湯布院       | 玖珠      | 九重        | 安心院     | 院内      |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| 河川改修    | 831,022   | 84,545  | 843,000   | 87,893  | 30,240  |
| ダム建設    | 746,445   | 301,403 | 1,900,000 | 702,677 |         |
| 井路改修    | 88,287    | 98,047  | 61,233    | 131,826 | 96,751  |
| 砂堰堤・土留工 | 62,017    | 26,700  | 15,250    | 5,824   | —       |
| 農地整備事業  | 561,165   | 56,517  | 96,010    | —       | —       |
| 道路整備    | 59,533    | 200,533 | 18,535    | —       | —       |
| ゴミ処理施設  | 23,741    | —       | —         | —       | —       |
| 児童体育施設  | 19,760    | 22,214  | 7,879     | 16,080  | 7,945   |
| 上水道敷設   | 17,977    | 94,449  | 9,612     | 37,676  | 51,921  |
| 農業施設    | 15,118    | 50,110  | 25,143    | —       | —       |
| 有線放送    | —         | 13,773  | 76,444    | —       | —       |
| 保育所設置   | —         | 8,169   | 9,450     | —       | —       |
| 計       | 2,425,065 | 956,460 | 3,062,556 | 981,976 | 186,857 |

単位：千円

出典：日出生台演習場関係補償工事期成会（1962，1963，1967），日出生台演習場周辺施設整備期成会（1973）より筆者作成。

の整備にも次第に防衛施設関連の補助金が浸透していたことがわかる。こうして、地方自治体の財政は防衛施設関連の補償費に大きく依存するところとなっただけでなく、生活インフラの整備を通じて地域住民の生活そのものが防衛施設関連の補助金に次第に依存していくこととなった。

## 2節 「日出生台演習場の使用等に関する協定」と米軍による日出生台演習場の再使用

自衛隊（当時の保安隊）による日出生台演習場の使用は米軍による接收下の1953年11月から始まったが、その3年後の1956年12月には湯布院町長、玖珠町長、九重町長の3町長および大分県知事と陸上自衛隊第4管区総監との間で「日出生台演習場使用に関する覚書」が取り交わされ、演習場内での耕作や放牧、採草、野焼き等に関しては従来の慣行を尊重して許可する取り決めが確認された（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, p.109）。さらに1962年3月27日にはこの「覚書」を発展させて、「日出生台演習場の使用等に関する協定」が正式に締結された。同協定第4条「演習場の用途外利用」において、「従来の慣行を尊重し地元の要望にこたえるものとする」として、1. 演習場内の通行、2. 演習場内の農地及び宅地等の使用、3. 採草（熊笹等の採取を含む）、4. 放牧、5. その他

が明記された（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, p.122）。この協定によって、地元住民による放牧および採草などの従来の慣行が正式に認められることとなった<sup>8)</sup>。しかしながら、同協定以前においては地元住民による演習場内の採草利用については許可申請なしで認められてきたものが、同協定の発効以降は採草のための演習場への立ち入りについては申請により立入許可証の交付が必要となった。このことが次節で述べる日米共同訓練の際の地元住民の反対運動に対する足かせとなったことをふまえると、この協定の締結は自衛隊と地域社会の関係において自衛隊側の権限の強化につながったと考えられる。

ところが、同協定が結ばれた2ヶ月後の1962年5月28日付けで防衛施設庁福岡調達局長より大分県および関係3町に対して「訓練演習場の要求について」という通達が出された。そこには、在日米軍から日出生台演習場の再使用を求める要求書が提出されたこと、ついてはこの要求への協力をお願いする旨が記されていた。要求書では、陸上自衛隊の日出生台演習場および十文字原演習場（別府市）において1回あたり1,500名程度の歩兵部隊、戦車部隊、砲兵部隊による陸上演習を3週間ほど、年2回おこなうこと、第1回目の演習を1962年10月から12月にかけておこなう予定であることが記さ

れていた（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, pp.64-65）。

そうした状況下で、地元3町と大分県は前述の「日出生台演習場の使用等に関する協定」を再検討する必要に迫られた。なぜなら、上記の米軍からの要求書には「陸上自衛隊が使用しているのと同じ条件」で演習をおこなうと記されていたにもかかわらず、先の「協定」は大綱的な内容にとどまり、自衛隊の演習の具体的な内容や使用条件が記されていないため、このままではなし崩し的に米軍演習が拡大してしまい、地元住民による演習場の利用にとって大きな障害となるおそれがあると判断されたのである。そこで、演習に使用する武器の種類や危害予防・損害防止の方法、損害賠償等について具体的に定めた「日出生台演習場の使用等に関する協定に伴う細部事項」（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, pp.124-128）が作成された。また、これに伴い、陸上自衛隊西部方面総監と福岡防衛施設局熊本支局長、大分県知事、湯布院町長、玖珠町長、九重町長の間で、「日出生台演習場の米軍使用に伴う覚書」が交わされ、「方面総監は、米軍指揮官に「日出生台演習場の使用等に関する協定」のうち地元側に関係のある事項を遵守するよう別途規定させる」（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, p.129）と明記された<sup>9)</sup>。

当初、1962年10月～12月に予定されていた日出生台演習場での米軍演習は、その後、米軍側の演習計画の変更により取りやめとなったが、「日出生台演習場の使用等に関する協定」の締結から「日出生台演習場の使用等に関する協定に伴う細部事項」、および「日出生台演習場の米軍使用に伴う覚書」の作成に至る一連の過程に示されるように、米軍接収解除後の自衛隊による日出生台演習場の運用は米軍による運用と半ば一体的に進められてきたのであり、それは戦後の日米安保体制のもとで自衛隊と米軍が決して別物ではないということを一面において示していると言えるだろう。

### 3節 九重町中須地区の反対運動

九重町中須地区は、現在、日出生台演習場の西側

の松木川支流沿いに立地しているが（図1）、前述の玖珠町5集落と同様に、演習場設置以前は全戸が演習場内に立地していたものが、演習場の設置にともなう数度の移転を経て現在の場所に立地したものである。戦後の1950～1960年代においては、11戸の世帯が演習場内に位置し、残りの世帯は演習場境界外側の松木川沿いに位置していた。しかし、この場所は演習場の着弾地点となった演習場西側丘陵地のちょうど裏側にあたり、射撃方向の延長線上に位置することから、しばしば流れ弾やその破片が集落近傍に到達し、過去には2件の負傷事故が起きていたため、自衛隊も含めて軍事演習に対する住民の不安は大きかった。こうした状況において1962年5月に明らかとなった米軍による日出生台演習場の再使用の知らせは、中須地区の住民に大きな衝撃をもたらし、その後の中須地区住民による米軍演習反対運動を導くこととなった。

1962年6月2日に中須地区代表者8名が大分県庁を訪れて、木下県知事に米軍演習絶対反対の陳情書を提出し、米軍がやってくるのならば座り込みも辞さないことを伝えた（表3）。反対理由については、1）現在の自衛隊の演習でも流れ弾が多く危険なのに、米軍が演習をおこなえば一層危険が増すこと、2）自衛隊の演習は今でも一年中ほとんど毎日おこなわれており、その間、農地耕作のための立ち入りは禁止されていることに加えて、米軍まで演習をおこなうようになれば耕作はできなくなり、生活が立ち行かなくなることが挙げられている（日出生台演習場関係補償工事期成会 1963, p.102）。

1952年のサンフランシスコ講和条約以降、1960年代にかけては、内灘闘争や砂川闘争など全国各地の演習場や基地で米軍接収の解除を求める住民運動が展開され、それらは安保闘争や労働運動、学生運動などとも連動しながら全国的な反基地運動へと発展していった。日出生台演習場の米軍再使用をめぐることも、1962年5月30日に革新政党政、大分県労働組合評議会、農業者農政運動組織連盟などの7団体が「日出生台・十文字原演習場米軍使用反対連絡協議会（以下、反対連絡協）」を結成し、日出生台および十文字原演習場の米軍使用の反対運動を展



表3 九重町中須地区の反対運動の経緯

| 年月日         | 内容   |
|-------------|--|
| 1962年6月2日   | 中須地区の代表ら8人が大分県知事に米軍演習絶対反対の陳情書を提出。米軍がやってくるのならば座り込みも辞さないことを伝える。                          |
| 7月29日       | 湯布院町で日出生台・十文字原演習場米軍使用反対集会が開催され、参加者は県内外から約8,000人(主催者発表)。中須地区住民も参加。                      |
| 8月13日       | 中須地区代表者らが大分県日出生台問題対策協議会に射撃方向の変更を求める陳情をおこない、8月14日に同協議会から陸上自衛隊西部方面総監部にその旨を伝えた。           |
| 9月15日       | 陸上自衛隊西部方面総監部の係官が現地調査をおこない、着弾地を狭めて射撃方向もこれまでよりやや北側に変えること等を地元関係者に約束する。                    |
| 9月30日       | 9月30日より始まった自衛隊の演習でも射撃方向が以前と同じで変更されなかったとして、中須地区住民約100人が演習場内の立ち入り禁止区域に座り込んで抗議をおこなう。      |
| 10月2日       | 自衛隊からの連絡の不徹底により、13人の中須地区農家が実弾演習の実施を知らずに演習場に草刈りに入ってしまったことから、自衛隊に対して中須地区住民が抗議した。         |
| 10月10日      | 中須地区の住民209人が自衛隊による射撃方向の変更を求めて着弾地に座り込んで抗議をおこなう。   |
| 10月12日      | 中須地区住民が射撃方向の変更を求めて警戒線を越えて演習場内で抗議の座り込みをおこなう。また、中須地区の代表者が大分県日出生台対策事務局長と大分県知事に射撃方向の変更を陳情。 |
| 10月15日      | 中須地区の住民約50人が演習場内の警戒線まで押しかけて、警戒員4名に対して射撃方向の変更を求めて抗議をおこなう。                               |
| 10月26日      | 中須地区の住民約30人が演習場内に座り込んで、「射撃方向反対」「農民の生命を守れ」と書いたのぼりを立てて座り込みの抗議をおこなう。                      |
| 10月29日      | 防衛庁より、演習場の射撃方向の変更(着弾地の変更)はできないこと、その代わり演習場内の農地や宅地を買収し、立ち退いてもらう方向で抜本的な解決を検討しているとの発表あり。   |
| 12月5日       | 自衛隊と九重町長、中須地区代表者らで協議し、自衛隊の射撃方向の変更のみならず、抜本的な解決方法(用地買収による集落移転)についても検討することで合意。            |
| 1963年2月2日   | 九重町役場で大分県日出生台演習場対策協議会事務局長が九重町長、地元代表者らと中須地区の買収問題について議論し、中須地区からは51戸全戸の買収・移転を希望する旨を伝える。   |
| 3月          | 中須地区は演習場内に住居のある11戸だけでなく、演習場外も含めて同地区の51戸全てを対象とした用地買収および集団移転を求める方向で今後の協議に応じることを表明。       |
| 1964年5月19日  | 防衛施設局、陸上自衛隊、大分県等と中須地区住民との話し合いがもたれ、中須地区全戸の住宅、耕地、山林等を防衛庁が買収する方向で調査することを約束。               |
| 1966年～1968年 | 旧中須地区から、九重町田尻原開田地区(現中須地区)、大分市坂ノ市地区、その他の地区への移転が進む。                                      |

出典：大分合同新聞、朝日新聞(地方版)、毎日新聞(地方版)の記事、日出生台演習場関係補償工事期成会(1963)、中須記念誌刊行委員会(1995)より筆者作成。

開した。しかしながら、日出生台演習場をめぐる中須地区の住民の反対運動はそうした反基地運動とは一線を画するものであった。1962年7月29日に湯布院町で開催された日出生台・十文字原演習場米軍使用反対集会には大分県内外から労働組合や社会党、共産党などの動員により計8,000人ほどの参加者があり、中須地区からも数人の住民が参加したが、当時の朝日新聞は彼らの様子を伝えている。『『核実験反対や安保闘争などと結びつける気はない、私達は安心して耕作をつづけられればそれでいいんです。』と大会に出席した玖珠郡九重町中須部落の青年たちはとまどい気味の表情だった』<sup>10)</sup>。また、同年8月9日に反対連絡協の会長および事務局長などの関係者が中須地区を訪れて、地元住民30人を

公民館に招いて懇談会を開き、反対連絡協の運動方針などを説明し共闘を申し入れた。これに対して、中須地区住民側はすでに地区の総会で外部の反対組織には一切加盟せず、地区の問題は地区内で解決するという独自の方向で決定している旨を伝えて、共闘を断っている(中須記念誌刊行委員会1995, pp.76-77)。こうした対応には、中須地区の人々が政治運動としてではなく、あくまで自分たちの生活を守るための運動として米軍演習反対運動を位置付け、外部の諸団体による反対運動とは距離を置こうとしている様子がうかがえる。

九重町では中須地区を中心に松木川水系の6つの地区が「日出生台演習反対期成同盟会(以下、反対同盟会)」を結成し、米軍演習反対運動を展開し

ていた。しかし、当時の木下<sup>かおる</sup> 郁 大分県知事は基本的に米軍演習の受け入れを容認する考えを示しており、現実的に米軍受け入れの拒否は難しい状況であった。そこで、中須地区では米軍演習反対ではなく、射撃方向の変更を求めることになった。1962年8月13日、反対同盟会代表者らが大分県日出生台問題対策協議会事務局を訪れ、実弾射撃の方向を変更してほしいと陳情した。「自衛隊を含め、米軍の演習には反対だが、射撃方向を変更することによって中須地区にそれダマが落ちない点が約束されれば、米軍使用にはあえて反対しない。この希望がいれられなければ、すわり込みも辞さぬ」（中須記念誌刊行委員会 1995, p.77）という地元の考えを伝えた。そして8月14日に同協議会から陸上自衛隊西部方面總監部にその旨が伝えられた。このような「米軍演習反対」から「射撃方向の変更」への転換は、中須地区の住民が演習場内で耕作している農地の大半が国有地であること、中須地区だけが絶対反対に固執しても日出生台地元地区全体の中で孤立してしまうおそれがあること、場合によっては米軍も阻止できず補償も取れない結果となる可能性があることなどを考慮した結果であった（中須記念誌刊行委員会 1995, p.78）。

しかしながら、こうした中須地区の方針転換にもかかわらず、その後に日出生台演習場でおこなわれた自衛隊の実弾演習でも射撃方向が変更されることはなく、着弾地の場所も以前のままであった。そのため中須地区住民は激怒し、実弾演習がおこなわれる9月30日に約100人が演習場内の立ち入り禁止区域に座り込んで抗議をおこなう事態となった。その後も10月10日、10月12日、10月15日、10月26日と、中須地区住民による演習場での座り込み抗議は繰り返され、射撃方向の変更を強く要求し続けた。しかし、自衛隊（防衛庁）側は東西に長く広がる演習場の地形的な特徴と軍事演習の必要性から、中須地区住民が希望する90度以上の射撃方向および着弾地の変更を受け入れることはなく<sup>11)</sup>、その代わり演習場内の農地や宅地を買収し、立ち退いてもらう方向で「抜本的な解決」を提案し、中須地区住民も次第に集落の用地買収・移転という方向

での交渉に移っていった。そして、1963年3月には中須地区は、全世帯を対象とした用地買収および集団移転を求める方向で今後の協議に応じることを表明した。その後、用地の買収価格や移転先の選定をめぐるさまざまな議論があったが、最終的に1966年から1968年にかけて旧中須地区から、九重町田尻原開田地区（現中須地区）および大分市坂ノ市地区への集団移転と、その他の地区への自由移転がおこなわれ、旧中須地区からの全戸の移転が完了した。

中須地区の反対運動は必ずしも既存の政治勢力と結びついたものではなく、また特定の政治的イデオロギーも有していなかった。その運動の原動力となったのは「自らの生活を守る」という一点であり、そうした立場から米軍演習反対運動を展開した。しかしながら国の強い要請を拒否することはできず、その代わりに実弾演習の射撃方向の変更を求めるとなり、演習場内での座り込み抗議など激しい方法で要求をうったえた。しかし自衛隊側は演習上の必要性から射撃方向変更には応じず、代わりに用地買収による集落移転を迫ることとなり、最終的に中須地区住民はそうした要請を受け入れざるを得なかった。ここには、「自らの生活を守る」という中須地区住民の思いが国家や自衛隊による力の論理によってねじ伏せられ、妥協を迫られる一連の過程が端的に示されていると言えよう。

## 5章 日米共同訓練と地元住民の反対運動（1987年）

前述のように、1962年10月～12月に予定されていた日出生台演習場での米軍演習は、米軍側の都合により取りやめとなり、その後しばらくは米軍演習がおこなわれることはなかった。しかし、1970年代の米国における防衛政策の転換にともない日本の防衛力の増強を求める動きが高まった（福田2006）。そうした情勢下で日米安全保障協議委員会に設置された防衛協力小委員会は日米共同訓練の必要性を明記した「日米防衛協力のための指針」を

1978年に発表した（防衛省 2021）。松尾（1987）によれば、この1978年の「指針」以降、日米共同訓練は、質・量ともに激化の一途をたどったことが報告されている。

そうした状況を背景として、1987年11月に第1回日米共同訓練が日出生台演習場で行われることとなり、住民グループ「日出生地区<sup>12)</sup>青壮年」（以下、青壮年グループ）を中心に激しい反対運動が展開された。この第1回日米共同訓練は陸上自衛隊西部方面隊約1,500名と米軍第9軍団約1,600名が合同で軍事演習をおこなうもので、1987年11月1日から11月10日の期間に実施された（防衛白書1988年版より）。この日米共同訓練の実施については、すでに同年8月には新聞やテレビのニュースでその実施が伝えられていたものの、防衛庁（当時）や自衛隊から演習場周辺の地域社会への正式な知らせは届いていなかった。そうした状況で、過去の連合軍や米軍による接收時代に起きた数々の事件や事故などの記憶が思い出され、人々の間では不安と不満が高まっていた。同年8月9日の夜に、玖珠町日出生本村の公民館に地元在住の農家や会社員らで構成される青壮年グループのメンバー47人が集まり、日米共同訓練に対する反対運動をおこなうことが決められた。その際に作成された決議書（部分）には以下のように記してあった。「日出生地区住民は日出生台が演習場になって以来、先祖代々、精神的、経済的に大きな被害を受けている。これ以上、演習場が荒廃するのを黙って見ていられない。このうえ、日米合同演習が実施されると生活が困難になる。日出生地区の暮らしを守るため、反対運動を起こす<sup>13)</sup>」。

青壮年グループの代表者（当時）のA氏（男性、聞き取り当時60代）に対して筆者が2010年5月におこなった聞き取りによれば、地元の住民たちが日出生台演習場での日米共同訓練の実施を知ったのは、マスコミから地元の有力者に対して取材があったことがきっかけだったとのことで、地元は何の説明もなくこんな大事なことが進められていいのか、という憤りが人々の間には高まっていたという。その後、自衛隊から各地区の自治委員に対して日米

共同訓練実施の説明があったが、その頃にはすでに青壮年グループによる反対運動が始まっていた。同グループは「日米合同演習反対」の署名を、演習場に隣接する日出生地区全住民の90%を超える401名から集めるとともに、自衛隊、福岡防衛施設局、玖珠町、大分県に対して反対の決議文や要望書を提出した。さらに、青壮年グループは演習場周辺に「日米合同演習絶対反対！」の看板を掲げて、日米共同訓練反対の意思を示した。このような地元住民による反対運動に対しては、革新政党や外部の平和グループなどからの共闘の申し入れもあったが<sup>14)</sup>、青壮年グループはすべて断ったという。この点は、日米共同訓練反対運動をあくまで自分たちの生活を守るための運動と位置付け、外部の諸団体による反対運動との距離を置こうとした点で、前述の中須地区の対応と共通している。

ところがこうした青壮年グループによる日米共同訓練反対運動に対して、陸上自衛隊は演習場の入場許可証（腕章）の配布と引き換えに上記の日米共同訓練反対の署名の撤回と看板撤去を迫った。1987年10月8日、陸上自衛隊由布院駐屯地業務隊から青壮年グループに対して、「反対の署名を撤回しないと、演習場への入場許可証、腕章は渡さない」という方針が伝えられた<sup>15)</sup>。許可証配布の条件には看板の撤去も含まれており、実質的に青壮年グループによる反対運動を抑え込もうとするものであった。前述のように、1962年3月に締結された「日出生台演習場の使用等に関する協定」によって、地元農家による演習場内への立ち入りにあたっては許可証の交付が必要となった。しかし、その後もこの規定が厳密に適用されることはなく、地元住民はこれまでと同様に自由に演習場内で放牧、採草をおこなってきたものが、日米共同訓練において急に許可証配布の条件が告げられたのである。地元住民の大半は演習場内での放牧と採草に依存して農業をおこなっており、演習場への入場が認められないのは死活問題であり、自衛隊側の要求に従わざるを得なかった。青壮年グループリーダーのA氏への聞き取りによれば、日米共同訓練開始の直前に、玖珠町役場の町長室において青壮年グループと玖珠町町長、陸上自



衛隊の三者会談がおこなわれ、青壮年グループは日出生台の振興対策や実弾射撃の防音対策などを要請したうえで最終的に自衛隊が求める条件の受け入れを決めたと言う。

署名の撤回と看板の撤去をおこなわなければ演習場への入場許可証の配布を認めないという自衛隊の要求に地元の反対運動が屈服した形だが、問題はそれだけにとどまるものではない。筆者の聞き取りにおいて、A氏は「許可証の発行そのものよりも、反対運動に入れ込みすぎて畜産ができなくなっては困ることを心配する人が増えてきて、次第に反対運動が下火になっていったことが大きい」と話していた。若い世代の人たちは看板を掲げ続けようとしたが、年配の人たちからはそうした状況を懸念する声が多くなってきて、運動から離れていく人が増えてきたという。そうした状況をみて、A氏は青壮年グループのリーダーとして、「普通の人々が反対運動をしていく中で、いつまでも運動を続けるわけにはいかなかった」と述懐している。ここには、「自らの生活を守る」ことを掲げて日米共同訓練に反対してきた運動が、まさに「自らの生活を守る」ために運動を収束せざるを得ないという矛盾した状況があらわれている。もちろん、そうした矛盾した状況の端緒には、自衛隊による入場許可証の不交付という軍事暴力を背景とした「力の論理」があった。しかし、より根本的には反対運動を続けること自体が日々の生活—牛の給餌や牛舎の掃除、採草、子牛の出荷等—に支障をきたしかねない状況があった。そうした中で反対運動よりも生活を優先することを選択する人々が増えていったことはある意味では当然であった。それは必ずしも自衛隊の「力の論理」に対する「生活の論理」の敗北を意味するのではなく、むしろ住民が生活の現場、すなわち畜産の現場、農業の現場に立ち戻ることを意味していたと考えられる。A氏が言う「畜産ができなくなっては困る」という言葉はそのことを表していると思われる。

このように、地元住民の「生活の論理」と自衛隊の「力の論理」との対立、葛藤、妥協の中で日米共同訓練反対運動は次第に収束していったのであるが、「生活の論理」はこれで消え去ってしまったのでは

なく、1990年代後半の米海兵隊の実弾演習移転受け入れ反対運動において再び新たな形で現れてくるのである。

## 6章 おわりに

戦後の連合国軍による占領時代、日米安保体制のもとでの米軍接收地の時代、接收解除後の自衛隊演習場の時代、そして再び米軍の演習が行われるようになった日米共同訓練の時代と、日出生台はその時々々の政治情勢に翻弄されながら軍事演習場としての歴史を歩んできた。一方で、そこは旧陸軍演習場が設置される以前から地元の人々が暮らし、耕作や放牧、採草などの日常生活を営んできた場所でもあった。それゆえ、日出生台の歴史とは、必然的に軍事暴力と日常生活との対立、葛藤、妥協の歴史でもあった。これらの通史を踏まえて本稿で明らかになった点を最後に確認することで、結びにかえたい。

### 1) 米軍と自衛隊との運用上の連続性と関連性

米軍接收下の1953年に保安隊による軍事演習が日出生台で開始されたことに示されるように、当初から米軍と保安隊（自衛隊）は日出生台演習場で併存しながら実弾演習をおこなっていた。そして、1957年10月の米軍の接收解除後も自衛隊の激しい実弾演習による環境破壊や流れ弾による人身事故が続いた。その意味では、米兵による強盗や強姦などの事件を除けば、地域住民による演習場の利用にとって米軍と自衛隊の間に根本的な違いはない。とりわけ、1962年3月の「日出生台演習場の使用等に関する協定」、「日出生台演習場の使用等に関する協定に伴う細部事項」、および「日出生台演習場の米軍使用に伴う覚書」が米軍による日出生台演習場の再使用をきっかけとして作成されたことは、自衛隊による日出生台演習場の運用が米軍による運用と半ば一体的に進められてきたことを示している。そして、この点は1987年以降の日米共同訓練においても同様に確認され、米軍との共同訓練をおこなうために入場許可証の不交付という形で自衛隊が住民の演習場利用を制限することに示されている。

## 2) 被害補償制度の構築と反対運動の組織化・体制化

こうした米軍と自衛隊との連続性は、被害補償制度の確立過程においても指摘できる。旧日米安保条約（1952年）と特損法（1953年）によって始まった米軍の軍事演習に伴う被害補償法制は、その後に自衛隊演習場も含めた防衛施設全般における被害補償を定めた周辺整備法（1966年）へと受け継がれ、被害補償の政治経済システムを構築することとなった。そこでは自治体主導のもとで政府への熾烈な陳情合戦がおこなわれ、反対運動の主導権は地域社会から地方自治体へと完全に移ってしまい、反対運動は組織化・体制化されていった。さらに、こうした防衛施設に関連する被害補償制度は、当初の河川改修やダム改修、井路改修などの障害防止事業から次第に農地整備事業や道路整備、児童体育施設、上水道施設などの民生安定事業へと重点がシフトしていき、それにともない地方自治体の財政はますますこうした演習場関連の補助金に依存するようになっていった。それは単に財政上の問題にとどまらず、補助金による農業インフラ、生活インフラの整備を通じて、地元住民の農業や生活そのものがますます補助金に依存するようになっていく過程でもある。

## 3) 「生活の論理」と「力の論理」

1960年代前半の九重町中須地区の米軍演習反対運動と射撃方向の変更を求める運動、および1987年の日出生地区青壮年グループによる日米共同訓練反対運動の展開に示されるように、地域社会による軍事演習反対運動は「自らの生活を守る」ことを掲げて、革新政党や労働組合、平和団体などによる反対運動とは距離をとっておこなわれた。それは国の防衛政策や軍隊そのものの是非を問うような政治的運動ではなく、何よりも自分たちの生活の安全を求める住民運動であった。しかしながら、これらの運動が掲げる「生活の論理」は中須地区の場合も青壮年グループの場合も、国家や自衛隊による「力の論理」によってねじ伏せられ、妥協と受容を迫られていった。

しかしながら、そうした妥協と受容は必ずしも「生活の論理」の全面的な敗北を意味するものではない。人々は自分たちの生活を守るためにみずから

妥協し、受容し、そして反対運動に区切りをつけて、被害補償や移転補償、振興対策を求める方向に転じていった。それは地域社会で人々が暮らし続けてゆくための戦略であり、「普通」の人々が国家や軍隊の圧倒的な力を前にして選び取ることのできる数少ない選択肢なのである。

中須地区の住民による自衛隊の射撃方向の変更を求める運動も、日出生地区青壮年グループによる日米共同訓練反対運動も、結果的にその目的を達成することはできなかった。しかしながら、現在もなお人々は日出生台の地域社会で暮らし続けており、演習場の草原を利用した畜産業を営んでいる。そこでは、日出生台で暮らし続けること、畜産を維持し続けること自体が、日出生台を軍事演習場として領有しようとする国家に対する抵抗となっていると考えられる。軍事演習場や軍事基地の周辺で暮らす人々のこうした困難で複雑な、ときに矛盾したように見える抵抗のプロセスを丹念にみていくことが、「軍事化」のプロセスを明らかにすることにつながるのではないだろうか。

日出生台では、1996年のいわゆる SACO 合意によって沖縄の米海兵隊実弾演習が日出生台を含む本土5カ所の陸上自衛隊演習場に移転されることとなったことをきっかけに、玖珠、九重、湯布院の3町で「米軍演習移転反対町民連絡会議」が結成され、地元以外の広範な地域の人々や市民団体を巻き込んで草の根の反対運動が展開された。米海兵隊の実弾演習移転受け入れ後は、湯布院町に事務局を置く市民団体の「米軍基地と日本をどうするローカル NET 大分・日出生」が独自の平和運動を展開している。これらの運動は、由布院や日出生台を拠点としながらも、大分県内外や沖縄、韓国などさまざまな地域の人々とのネットワークを形成しながら、柔軟で多彩な運動を継続的に展開している。そこでは、本稿で明らかにしてきた「抵抗」とは異なる独自の運動が展開されている。この点については、別稿であらためて論じてみたい。

## 【注】

- 1) 大分合同新聞（1987年10月9日朝刊）「日出生台 日米共

- 同訓練と住民 4】。
- 2) 大分合同新聞(1987年10月9日朝刊)「日出生台 日米共同訓練と住民 4】。
  - 3) 大分合同新聞(1987年10月8日朝刊)「日出生台 日米共同訓練と住民 3】。
  - 4) 大分合同新聞(1960年9月27日夕刊)「大分県興亡75年 日出生台 10】。
  - 5) 大分合同新聞(1987年10月9日朝刊)「日出生台 日米共同訓練と住民 4】。
  - 6) それらの実態は、大分合同新聞(1960年9月26日夕刊、27日夕刊)「大分県興亡75年 日出生台 9および10」、日出生台演習場関係補償工事期成会(1962, p.5)などに紹介されている。
  - 7) なお、この周辺整備法は、軍事演習にともなう直接的な被害の補償だけでなく周辺の生活環境の整備をも含めてより多様な事業をおこなうことを可能とする「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(1974年)へと引き継がれることとなった。
  - 8) なお、同協定は日出生台演習場が大蔵省所管から防衛庁の行政財産となった1962年9月17日から発効され、以後、5年毎に更新する(協定者に異議がない場合は引き続き5年間効力を有する)ものとされた。
  - 9) 残念ながら筆者はこの「別途規定」の内容を明らかにすることはできなかった。また、この規定にしたがって実際に陸上自衛隊西部方面総監と米軍指揮官の間でどのようなやりとりがおこなわれたのかも明らかではない。
  - 10) 朝日新聞(1962年7月30日朝刊)地方版。
  - 11) 射撃方向の変更については、自衛隊側から「現在行われている実弾演習は山の起伏を利用した演習で、射撃方向を変えれば演習効果がなくなり、変更はできない」(中須記念誌刊行委員会 1995, p.84)との見解が述べられている。
  - 12) ここでいう「日出生地区」とは、小野原、長谷、堤、車谷の4集落と、演習場の北西部、日出生ダム東側の日出生本村周辺を含む一帯を指す。聞き取りによれば、各地区の青壮年グループとして、北部の日出生本村では「日吉会」が、南部の小野原ほかの地区では「人見会」が組織されており、日米共同訓練反対運動では両者が合流して「日出生地区青壮年」グループが結成された。
  - 13) 大分合同新聞(1987年10月20日朝刊)「日出生台 日米共同訓練と住民 14】。
  - 14) 上記A氏への聞き取りによれば、社会党の役員が現地を訪れ、200万円ほどの運動資金提供の打診等があったそうであるが、青壮年グループはこれも断ったという。
  - 15) 大分合同新聞(1987年10月17日朝刊)「日出生台 日米共同訓練と住民 12】。

## 参考文献

大門正克「『生存』の歴史をつなぎ直す—分断を越える道を探る—」、大門正克・岡田知弘・川内淳史・河西英通・高岡裕之編「『生存』の歴史と復興の現在—3.11 分断をつなぎ直す—」、大月書

店、2019年、320-349頁。

- 高村竜平・猪瀬浩平「地域固有の生活史から描く開発・被災・復興」、中田英樹・高村竜平『復興に抗する—地域開発の経験と東日本大震災後の日本—』、有志舎、2018年、1-30頁。
- 中島弘二「日出生台の林野利用と集落変遷」、大分大学教育学部編『日田・玖珠地域—自然・社会・教育—』大分大学教育学部、1992年、217-234頁。
- 中島弘二「米軍占領下の軍事演習場をめぐる軍事暴力と地域住民の対応—大分県を事例として—」、吉田容子編『都市空間における女性の商品化—米軍基地周辺遊興街の社会・歴史地理—』、奈良女子大学文学部、2011年、39-54頁。
- Nakashima, K. “Re-appropriating the grassland: Toward an alternative production of nature for changing militarized reality.” *Japanese Journal of Human Geography* 66, 2014, 565-579.
- 中須記念誌刊行委員会『ふるさと中須』、中須記念誌刊行委員会、1995年。
- 日出生台演習場関係補償工事期成会『日出生台演習場関係補償史 I』、日出生台演習場関係補償工事期成会、1962年。
- 日出生台演習場関係補償工事期成会『日出生台演習場関係補償史 II』、日出生台演習場関係補償工事期成会、1963年。
- 日出生台演習場関係補償工事期成会『日出生台演習場関係補償史 III』、日出生台演習場関係補償工事期成会、1967年。
- 日出生台演習場周辺施設整備期成会『日出生台演習場関係補償史 IV』、日出生台演習場周辺施設整備期成会、1973年。
- 福田 毅「日米防衛協力における3つの転機—1978年ガイドラインから「日米同盟の変革」までの道程—」、レファレンス 56-7、2006年、143-172頁。
- 防衛省『日米防衛協力のための指針』、防衛省ホームページ、2021年 <https://www.mod.go.jp/j/ approach/ampo/allguideline/index.html> (最終閲覧日 2022年9月29日)。
- 松尾高志「激化する日米共同演習」、『法学セミナー増刊 これからの日米安保』、日本評論社、1987年、196-213頁。
- 「ローカルNET 大分・日出生台」ホームページ. <http://www.oct-net.ne.jp/harappa/localnet/lonets.html> (最終閲覧日 2022年9月15日)。